

生駒市条例第 30 号

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 13 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年 12 月生駒市条例第 28 号）第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用される市費負担教員の給与その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市費負担教員」とは、生駒市立の小学校及び中学校の教諭で常勤のもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員を除く。）をいう。

(給料等)

第 3 条 市費負担教員には、別表の給料表を適用する。

2 市費負担教員の初任給及び昇給の基準は、教育委員会規則で定める。

(教員特殊業務手当)

第 4 条 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときは、特殊勤務

手当として教員特殊業務手当を支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）若しくは生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは給与条例第11条後段の市長が規則で定める日（次号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき12,800円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

（義務教育等教員特別手当）

第5条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の額は、1月につき7,900円を超えない範囲内において次に掲げる校務の種類に応じ、その困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。

(1) 学級を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

(教職調整額)

第6条 市費負担教員には、教職調整額を支給する。

2 教職調整額の月額は、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 市費負担教員の給与に関し、給与条例に規定する地域手当、期末手当若しくは勤勉手当又は生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）に規定する退職手当について給料をその算定の基礎とする場合にあっては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 市費負担教員の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 市費負担教員については、正規の勤務時間（勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）は命じないものとする。

(1) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

(2) 給与条例第11条の規定により休日勤務手当が給与条例の適用を受ける職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

2 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する

場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - (3) 職員会議（教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
- （給与条例の適用除外）

第 8 条 給与条例第 3 条から第 3 条の 3 まで、第 4 条（第 1 項ただし書の規定を除く。）、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 4 条から第 1 4 条の 3 までの規定は、市費負担教員には適用しない。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 6
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 7
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 8
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(市費負担教員の給与に関する特例)

第9条 第2条第2項の規定により任期を定めて採用された市費負担教員の給与の特例については、別に条例で定める。

(生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

別表（第 3 条関係）

号 給	給料月 額（円）
1	2 3 4， 0 0 0
2	2 3 6， 4 0 0
3	2 3 8， 8 0 0
4	2 4 1， 3 0 0
5	2 4 3， 7 0 0
6	2 4 6， 1 0 0
7	2 4 8， 5 0 0
8	2 5 1， 0 0 0
9	2 5 3， 4 0 0
10	2 5 5， 0 0 0
11	2 5 6， 6 0 0
12	2 5 8， 2 0 0
13	2 5 9， 8 0 0
14	2 6 1， 2 0 0
15	2 6 2， 6 0 0
16	2 6 4， 0 0 0

17	2 6 5 , 4 0 0
18	2 6 6 , 6 0 0
19	2 6 7 , 8 0 0
20	2 6 9 , 0 0 0
21	2 7 0 , 3 0 0
22	2 7 1 , 4 0 0
23	2 7 2 , 5 0 0
24	2 7 3 , 7 0 0
25	2 7 5 , 0 0 0
26	2 7 6 , 7 0 0
27	2 7 8 , 4 0 0
28	2 8 0 , 1 0 0
29	2 8 1 , 8 0 0
30	2 8 3 , 8 0 0
31	2 8 6 , 0 0 0
32	2 8 8 , 2 0 0
33	2 9 0 , 4 0 0
34	2 9 2 , 6 0 0

35	2 9 4 , 8 0 0
36	2 9 6 , 9 0 0
37	2 9 8 , 9 0 0
38	3 0 0 , 8 0 0
39	3 0 2 , 7 0 0
40	3 0 4 , 5 0 0
41	3 0 6 , 3 0 0
42	3 0 8 , 2 0 0
43	3 1 0 , 0 0 0
44	3 1 1 , 7 0 0
45	3 1 3 , 4 0 0
46	3 1 5 , 2 0 0
47	3 1 6 , 9 0 0
48	3 1 8 , 5 0 0
49	3 2 0 , 1 0 0
50	3 2 1 , 8 0 0
51	3 2 3 , 6 0 0
52	3 2 5 , 3 0 0

53	3 2 6 , 6 0 0
54	3 2 8 , 5 0 0
55	3 3 0 , 3 0 0
56	3 3 2 , 0 0 0
57	3 3 3 , 6 0 0
58	3 3 5 , 5 0 0
59	3 3 7 , 2 0 0
60	3 3 8 , 9 0 0
61	3 4 0 , 6 0 0
62	3 4 2 , 3 0 0
63	3 4 4 , 0 0 0
64	3 4 5 , 7 0 0
65	3 4 7 , 4 0 0
66	3 4 8 , 7 0 0
67	3 5 0 , 0 0 0
68	3 5 1 , 3 0 0
69	3 5 2 , 8 0 0
70	3 5 4 , 3 0 0

71	3 5 5 , 8 0 0
72	3 5 7 , 3 0 0
73	3 5 8 , 6 0 0
74	3 6 0 , 1 0 0
75	3 6 1 , 6 0 0
76	3 6 3 , 0 0 0
77	3 6 4 , 4 0 0
78	3 6 5 , 9 0 0
79	3 6 7 , 4 0 0
80	3 6 8 , 9 0 0
81	3 7 0 , 2 0 0
82	3 7 1 , 5 0 0
83	3 7 2 , 8 0 0
84	3 7 4 , 0 0 0
85	3 7 5 , 2 0 0
86	3 7 6 , 4 0 0
87	3 7 7 , 5 0 0
88	3 7 8 , 6 0 0

89	3 7 9 , 6 0 0
90	3 8 0 , 7 0 0
91	3 8 1 , 8 0 0
92	3 8 2 , 9 0 0
93	3 8 4 , 0 0 0
94	3 8 5 , 1 0 0
95	3 8 6 , 1 0 0
96	3 8 7 , 2 0 0
97	3 8 8 , 2 0 0
98	3 8 9 , 2 0 0
99	3 9 0 , 1 0 0
100	3 9 1 , 0 0 0
101	3 9 1 , 8 0 0
102	3 9 2 , 8 0 0
103	3 9 3 , 6 0 0
104	3 9 4 , 5 0 0
105	3 9 5 , 3 0 0
106	3 9 6 , 2 0 0

107	3 9 7 , 1 0 0
108	3 9 8 , 0 0 0
109	3 9 8 , 8 0 0
110	3 9 9 , 8 0 0
111	4 0 0 , 7 0 0
112	4 0 1 , 6 0 0
113	4 0 2 , 2 0 0
114	4 0 3 , 1 0 0
115	4 0 4 , 0 0 0
116	4 0 4 , 9 0 0
117	4 0 5 , 7 0 0
118	4 0 6 , 4 0 0
119	4 0 7 , 2 0 0
120	4 0 8 , 0 0 0
121	4 0 8 , 6 0 0
122	4 0 9 , 3 0 0
123	4 1 0 , 0 0 0
124	4 1 0 , 6 0 0

125	4 1 1 , 2 0 0
126	4 1 1 , 9 0 0
127	4 1 2 , 4 0 0
128	4 1 3 , 0 0 0
129	4 1 3 , 6 0 0
130	4 1 4 , 2 0 0
131	4 1 4 , 7 0 0
132	4 1 5 , 2 0 0
133	4 1 5 , 5 0 0
134	4 1 5 , 8 0 0
135	4 1 6 , 0 0 0
136	4 1 6 , 3 0 0
137	4 1 6 , 6 0 0
138	4 1 6 , 9 0 0
139	4 1 7 , 2 0 0
140	4 1 7 , 5 0 0
141	4 1 7 , 8 0 0
142	4 1 8 , 1 0 0

143	4 1 8 , 4 0 0
144	4 1 8 , 7 0 0
145	4 1 8 , 9 0 0
146	4 1 9 , 2 0 0
147	4 1 9 , 5 0 0
148	4 1 9 , 7 0 0
149	4 1 9 , 9 0 0
150	4 2 0 , 2 0 0
151	4 2 0 , 5 0 0
152	4 2 0 , 7 0 0
153	4 2 0 , 9 0 0
154	4 2 1 , 2 0 0
155	4 2 1 , 5 0 0
156	4 2 1 , 7 0 0
157	4 2 1 , 9 0 0